



創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第4号

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則
創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成18年長野県規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
創業及び障害者の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則
第1条中「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」を「創業及び障害者の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。
第6条の見出し中「、母子家庭の母等」を削り、同条中「障害者等雇用事業税不均一課税申請書」を「障害者雇用事業税不均一課税申請書」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 前条の確認を受けたことを証する書類
第6条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第9条とする。
第5条中「第4条第1項の表の第1号に掲げる要件に該当するものとして同項」を「第4条第1項」に、「同号に掲げる」を「条例第4条第1項に規定する」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。
(1) 新たに雇用した障害者が第6条第1項各号のいずれにも該当する障害者であることを証する書類
(2) 雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であることを証する書類
第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。
(常時雇用する労働者の数)

第5条 常時雇用する労働者の数は、条例第4条第1項の規定により事業税の不均一課税を受けようとする事業年度又は年に属する各月の末日現在における雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である常時雇用する労働者の数を合計した数を、当該事業年度又は年の月数で除して得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）とする。
2 前項の規定による常時雇用する労働者の数の算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第3項に規定する短時間労働者（第7条第2項及び附則第5項において「短時間労働者」という。）は、その1人をもって、0.5人の常時雇用する労働者に相当するものとみなす。

（障害者を雇用する法人等に対する事業税の不均一課税の適用要件）
第6条 条例第4条第1項の知事が定める要件を満たす障害者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に住所を有する者
(2) 県内に所在する事務所又は事業所において勤務する者
(3) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者又は障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第3号に規定する重度身体障害者（次条第2項において「重度身体障害者」という。）、同法第2条第5号に規定する重度知的障害者（同項において「重度知的障害者」という。）若しくは同法第2条第6号に規定する精神障害者（同項第4号及び附則第5項において「精神障害者」という。）である障害者であって、同法第70条に規定する特定短時間労働者であるもの
(4) 条例第4条第1項の規定により事業税の不均一課税を受けようとする事業年度又は年において継続して3月以上勤務している者
2 条例第4条第1項の知事が定める要件を満たす法人又は個人は、同項の規定により事業税の不均一課税を受けようとする事業年度又は年において、次の各号のいずれにも該当するものとする。
(1) その雇用する障害者の数が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する法定雇用障害者数（第8条第2号において「法定雇用障害者数」という。）以上であるもの
(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を負うものにあつては、当該届出の義務を履行しているもの
(3) 労働者を解雇（労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）していないもの
(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないもの
(5) 補助金その他相当の反対給付を受けない給付金のうち別に定めるものの交付を受けていないもの
(新たに雇用した障害者の数)

第7条 条例第4条第3項第1号に規定する新たに雇用した障害者の数（次項及び附則第5項において「新たに雇用した障害者の数」

という。)は、同条第 1 項の規定により事業税の不均一課税を受けようとする事業年度又は年に属する各月の末日現在における県内の事務所又は事業所において条例第 2 条第 1 項に規定する特例期間内に新たに雇用した障害者(常時雇用する障害者に限る。)(以下「新たに雇用した障害者」という。)で、3 月以上継続して雇用しているものの数を合計した数を、当該事業年度又は年の月数で除して得た数(その数に 1 人未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)とする。

2 前項の規定による新たに雇用した障害者の数の算定に当たっては、次の各号に掲げる者は、その 1 人をもって、当該各号に定める数の新たに雇用した障害者に相当するものとみなす。

- (1) 短時間労働者である新たに雇用した障害者(第 3 号及び第 4 号に掲げる者を除く。) 0.5 人
- (2) 重度身体障害者又は重度知的障害者である新たに雇用した障害者(次号及び第 4 号に掲げる者を除く。) 2 人
- (3) 重度身体障害者又は重度知的障害者である新たに雇用した障害者であって、短時間労働者であるもの(次号に掲げる者を除く。) 1 人
- (4) 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である新たに雇用した障害者であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第 70 条に規定する特定短時間労働者であるもの 0.5 人

附則に次の 1 項を加える。

(新たに雇用した障害者の数に関する特例)

5 新たに雇用した障害者の数の算定に当たっては、当分の間、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、精神障害者である新たに雇用した障害者であって、短時間労働者であるものは、その 1 人をもって、1 人の新たに雇用した障害者に相当するものとみなす。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「(電話番号)」を「(電話番号)」に、「創業及び障

害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」を「創業及び障害者の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

様式第 5 号中「(第 5 条関係)」を「(第 8 条関係)」に、「(電話番号)」を「(電話番号)」に、
(電子メールアドレス)」

「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則第 5 条」を「創業及び障害者の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則第 8 条」に改め、同様式の注の 2 中「雇用保険の被保険者である常時雇用する障害者」を「新たに雇用した障害者」に改める。

様式第 6 号中「(第 6 条関係)」を「(第 9 条関係)」に、

「

障害者等雇用事業税不均一課税申請書

」を

「

障害者雇用事業税不均一課税申請書

」に、

「(電話番号)」を「(電話番号)」に、「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を
(電子メールアドレス)」
応援する県税の特例に関する条例」を「創業及び障害者の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」に、

「

障害者を雇用 した場合 (条例第 4 条 第 1 項の表の 第 1 号該当)	要件確認年月 日及び番号	年	月	日	付	け	第	号
母子家庭の母 又は父子家庭 の父を雇用し た場合 (条例第 4 条 第 1 項の表の 第 2 号該当)	新たに雇用し た母子家庭の 母又は父子家 庭の父の数	月	月	月	月	月	月	を
		人	人	人	人	人	人	
		月	月	月	月	月	月	期
		人	人	人	人	人	人	末

」

「

要件確認年月日及び番号	年	月	日	付	け	第	号
-------------	---	---	---	---	---	---	---

」に改め、同様式の注の 2 を削り、同注の 1 を

同注とする。

様式第7号中「(第6条関係)」を「(第9条関係)」に、

「

1/2又は
1/10の税率
③

」

を

「

1/10の税率
③

」

に改め、同様式の注の1

を次のように改める。

1

「1/10の税率」欄には、「税率」欄の税率に10分の1を乗じて得た率を記入してください。

様式第7号の注の4を削る。

附 則

(施行期日)

1

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年長野県条例第6号）附則第2項の規定により従前の例によることとされる法人又は個人の事業税に関するこの規則による改正後の創業及び障害者の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

3

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例（特例条例）第4条第1項の表に該当する要件

特例条例第4条第1項の表の（ ）該当

」

を

「

創業及び障害者の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例（特例条例）第4条第1項に規定する要件に該当することの有無

有 ・ 無

」

に改める。

様式第3号の注の1中「第4条第1項の表の第1号に掲げる」を「第4条第1項に規定する」に改め、同注の4中「第4条第1項の表に掲げる」を「第4条第1項に規定する」に改める。

税 務 課

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第5号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年長野県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6 条例別表第1の6の項の事務の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

地域福祉課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第6号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 別表の2の(2)に掲げる手数料（長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）別表第1の4の(1)、同表の7の(1)、(2)及び(5)並びに同表の62の(1)、(2)、(6)及び(7)に規定する手数料に限る。）

第4条中「第32号」を「第34号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

会 計 課

長野県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月21日

長野県議会議長 依 田 明 善

長野県議会議規則第1号

長野県議会議規則の一部を改正する規則

長野県議会議規則（昭和35年長野県議会議規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「出産」の次に「(配偶者の出産を含む。)」を、「介護」の次に「、看護」を加える。

第109条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 事 課

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月21日

長野県議会議長 依 田 明 善

長野県議会傍聴規則第2号

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則

長野県議会傍聴規則（昭和43年長野県議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条各号を次のように改める。

- (1) 銃器、爆発物その他危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

第8条中「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、使用しないこと。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

第9条中「あるときは、写真機、撮影機、録音機等を携帯し、又は使用」を「おいて写真の撮影、録音、録画等を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

総 務 課

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月21日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

長野県公安委員会規則第4号

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第32号を同項第35号とし、同項第24号から第31号までを3号ずつ繰り下げ、同項第23号中「第9条第1項第29号」を「第9条第1項第31号」に改め、同号を同項第26号とし、同号の前に次の1号を加える。

(25) 条例第9条第1項第30号の運転経歴情報記録手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で道路交通法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録（運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は運転経歴情報記録個人番号カード（その者に係る同条第3項に規定する運転経歴情報が記録された同法第95条の2第1項に規定する個人番号カードをいう。以下この号において同じ。）を亡失し、滅失し、若しくは破損し、若しくは同法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録を毀損したときの記録に限る。）を受けようとするもの。ただし、運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードのいずれかのみを有していた者が運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に受けようとするときを除く。

第3条第1項第22号中「第9条第1項第28号」を「第9条第1項第29号」に、「第104条の4第6項及び第7項（これらの規定を同法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項及び第5項」に改め、同号を同項第24号とし、同項第21号中「第9条第1項第27号」を「第9条第1項第28号」に、「第104条の4第6項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項」に改め、同号を同項第23号とし、同号の前に次の1号を加える。

(22) 条例第9条第1項第17号の特定免許情報記録手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で道路交通法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録（運転免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、若しくは同法第93条の2の規定による記録を毀損し、又は同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを亡失し、滅失し、若しくは破損し、若しくは同条第2項第1号に規定する免許情報記録を毀損したときの記録に限る。）を受けようとするもの。ただし、現に受けている免許について運転免許証又は同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれかのみを有していた者が運転免許証の交付又は再交付と同時に受けようとするときを除く。

第3条第1項中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 条例第9条第1項第15号の免許証交付手数料 天災その他の非常災害により被害を受けた者で道路交通法第95条の2第11項の規定による運転免許証の交付（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを亡失し、滅失し、若しくは破損し、又は同条第2項第1号に規定する免許情報記録を毀損したときの交付に限る。）を受けようとするもの

第2条 長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第27号中「第10条第1項第1号」を「第10条第1項」に改め、同項第28号及び第29号を削り、同項第30号を同項第28号とし、同項第31号から第35号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則中、第1条の規定は令和7年3月24日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

交通規制課
東北信運転免許課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月21日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

長野県公安委員会規則第5号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「

124	449	285	113	1,049	288	1,337
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

125	451	291	113	1,058	287	1,345
-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

544	752	821	2,285	157	2,442
-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

545	749	824	2, 286	158	2, 444	に、	
-----	-----	-----	--------	-----	--------	----	--

254	1, 005	1, 038	1, 069	3, 487	449	3, 936	を
-----	--------	--------	--------	--------	-----	--------	---

255	1, 008	1, 041	1, 072	3, 497	449	3, 946	に改める。
-----	--------	--------	--------	--------	-----	--------	-------

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

警 務 課